

## 議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 平成 29 年 7 月 24 日（月）

午前 10 時 00 分 開会

午前 10 時 58 分 閉会

○ 場 所 第 3 常任委員会室

○ 出席委員（7名）

委員長	宮 城 司
委員	呉 屋 等
委員	桃 原 功
委員	我 如 古 盛 英

副委員長	米 須 清 正
委員	佐 喜 真 進
委員	平 良 眞 一

議長	大 城 政 利
----	---------

○ 欠席委員（3名）

委員	上 地 安 之
委員	伊 波 一 男

委員	島 勝 政
----	-------

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（0名）

○ 議会事務局職員出席者（3名）

局長	東 川 上 芳 光
主任主事	渡 嘉 敷 真

課 長	多 和 田 眞 満
-----	-----------

○ 協議案件

1. 議会報告及び市民との意見交換会の集約意見の取り扱いについて
2. その他
  - (1) 一般質問における午前中 3 人目の取り扱いについて
  - (2) 請願の取り扱いについて

# 議会運営委員会（要旨）

平成 29 年 7 月 24 日（月）

○宮城司 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前 10 時 00 分）

---

## 【協議事項】

議会報告及び市民との意見交換会の集約意見の取り扱いについて

○宮城司 委員長 議会報告及び市民との意見交換会で集約された意見について、議会運営委員会で取り扱う 5 つの意見の対応を協議したい。

「政務活動費の収支報告書を公表していただきたい」という意見については、8 月からホームページで公表が予定されていることから「参考意見」として取り扱うこととしてよいか。

（異議なし）

○宮城司 委員長 残りの 4 件は、9 月 1 日の委員会で「議会として調査、改善するもの」「議会活動の参考意見とするもの」のいずれかに振り分けてまいりたい。

（異議なし）

○宮城司 委員長 8 月の委員会日程について調整したいが、いかがか。

○桃原功 委員 8 月 7 日月曜はいかがか。

（異議なし）

○桃原功 委員 市外の米軍に関する事件、事故に対する抗議決議を求める意見について、現在の市議会の対応状況を確認したい。

○事務局 普天間飛行場に関する事件、事故については基地関係特別委員会、それ以外の件については議会運営委員会で取り扱うこととなっており、市外で起こった事件事故についても対応可能である。

## 【協議結果】

「政務活動費の収支報告書を公表していただきたい」という意見については「参考意見」とし、残りの 4 件については各会派で対応を協議し、8 月 7 日に再度委員会を開くこととなった。

---

## 【協議事項】

その他（一般質問における午前中 3 人目の取り扱いについて）

○大城政利 議長 午前中の一般質問が 20 分以上残って終了した場合、3 人目の質問を開始するか又は午後から開始するか明確な取り決めがないため協議いただきたい。

○**桃原功 委員** 一般質問の日程等を事前に告知しているため、傍聴に来る市民に影響が出ると考える。現在のように議長が会議に諮り、柔軟に対応すべきと考える。

○**佐喜真進 委員** そのように進めてよいと考える。

○**我如古盛英 委員** そのように進めてよいが、中継のテロップで「午前中の質問が終了した」旨を表示してはいかがか。

○**平良眞一 委員** テロップ表示は必要であると考ええる。

○**事務局** 文字数に制限があるが、どのような表記がよいか検討してまいりたい。

(事務局長、他市の取り扱い方法について説明する。)

○**大城政利 議長** 午後の日程に影響があることから、従来どおり議長が確認して進めてまいりたい。

### 【協議結果】

午前中に3人目の質問を開始するかについては、その都度議長が会議に諮り、状況に応じて対応するものとする。

---

### 【協議事項】

#### その他（請願の取り扱いについて）

○**事務局** 現在、請願の締切日については明確な規定がないため、定例会の途中で提出された場合は会期日程に影響を及ぼす可能性がある。請願の取り扱いについて協議していただきたい。

○**大城政利 議長** 6月定例会に提出された請願について、内容を把握しないまま紹介議員になっている例が見受けられた。請願では「いつでも提出できる」との規定であるが、慎重に審議するためにも取り扱いについてルールを決める必要があると考える。

○**桃原功 委員** 現在は取り扱いについて明確な規定はないのか。

○**事務局** 会議規則に請願についての規定はあるが、提出期限については記載がない。

○**桃原功 委員** 提出期限は明確にすべきと考える。

○**呉屋等 委員** 請願人を目の前にして断ることは難しく、初めて見る内容を判断するには時間が必要である。明確な提出期限があれば内容を精査することもできるため、期限を定める必要がある。

○**桃原功 委員** 提出期限を定めることは法に抵触することはないか。

○**事務局** 法に抵触するかについては調査してまいりたい。

○**我如古盛英 委員** 6月定例会で提出された請願について、時間に余裕がない中での提出であり、紹介議員は詳細を把握できない部分があったと考える。取り扱いを明確に規定する必要がある。

○**大城政利 議長** 詳細に把握した上で紹介議員になるべきと考える。法に抵触しない

かも含め、調査の上、協議を行いたい。

**【協議結果】**

提出期限を設けることが法的に問題がないか調査し、取扱期限の設定について再度協議することとする。

---

○宮城司 委員長 以上で本日の委員会を閉会いたします。閉会時刻（午前 10 時 58 分）